

一般社団法人兵庫県社会福祉士会 慶弔規程

規程第 15 号

2013 年 5 月 12 日制定

1 慶の場合

本会正会員で社会福祉士として社会福祉分野における次の表彰を受けた場合は、原則として申告により、会長名で祝意を表すとともにお祝いを贈る。

叙勲及び褒章を受けた場合	30,000円
大臣表彰を受けた場合	20,000円
県功労者表彰及びこれに準ずる表彰を受けた場合	10,000円

2 弔の場合

本会正会員が死亡の場合は、原則として申告により、会長名で弔意を表すととも5,000円を香料とする。

3 その他

その他必要な場合は会長が決定し、後日開催の理事会で報告する。

附 則

この規程は、2013 年 5 月 12 日から施行する。